



甲斐市立敷島南小学校いじめ防止基本方針

平成26年11月 策定

平成31年 4月 改定

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめに関する基本的認識

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策はすべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童一人ひとりが十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することをめざして行われなければならない。

2 いじめ対策の組織（いじめ対策委員会）

(1) いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下のいじめ対策委員会を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。いじめ対策委員会は校内生徒指導委員会の下に置くものとする。

(2) 構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭及び校長が必要とする教職員。また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、校医、警察関係者等外部専門家が参加しながら対応することもある。

(3) 取組内容

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導

- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめ防止に関わること
- (4) その他

委員会は年に4回開催する。いじめ発見の場合は校長の判断で緊急に委員会を開催し、組織的に迅速な対応を行う。

3 未然防止の取組

(1) 教職員による指導の充実

ア すべての児童に居場所づくりを

すべての子が安心して過ごせるよう、一人ひとりの児童の居場所がある学校にするために教職員全員がすべての児童の状況を把握して指導を行う。

イ わかる授業の実践

授業がわかることは児童の学校生活の活性化となる。きめ細かな指導加配や市の支援員を活用して、少人数指導やTT指導を行い、多様な児童の学習支援を行う。

ウ 楽しい学校づくり

魅力ある学校行事や校外学習の創造と実施。

エ 心の教育の推進

道徳の時間は「おもいやり、信頼、協力、感謝」等の指導内容の充実を図り、教育課程全般で道徳的实践を行う。

オ 学級経営計画の確実な実践

QI等を活用し、親和的で信頼関係に基づいた学級経営の実践を図り、保護者との連携を大切にする学級経営の実践に取り組む。児童に「いじめ」とは何かを発達段階に応じて指導し、さらに、いじめの実態やいじめは犯罪として扱われることもあることを知らせる。

(2) 児童の自覚を促し主体的に取り組む

児童会による縦割り班活動や、全校活動の実施など児童自らの発案を生かし、児童が多様な交流を行う場を設定する。

(3) 学校として特に配慮が必要な児童への対応

ア 発達障害を含む、障害のある児童がいじめにあわないように、教職員が個々の児童の障害の特性の理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援に努める。

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童の理解促進を行い、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するために、教職員内での正しい理解の促進を図り、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対する適切な支援を行う。

エ 東日本大震災により被災した児童等については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安等を教職員が理解し、当該児童に対する心のケアを図る。

※ 上記に該当する場合、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 保護者・地域との連携

いじめについて保護者の理解を図る（学年懇談会などの場でいじめなどの未然防止といじめを感じている児童への指導方針を伝える）

4 早期発見の取組

(1) いじめ対策委員会ではいじめの実態、指導経過などについて話し合い情報共有に努める。

(2) いじめやその前兆の発見に努める。そのために全職員による全児童のきめ細かな観察や児童へのアンケートを実施する。日頃からいじめの原因となる事象を担任等は理解し子どもの心の把握に努める。

5 いじめへの対処

(1) いじめを訴えた児童や他人からいじめを指摘された児童への個別指導

(2) いじめを行った児童や関係する児童への適切な指導、必要に応じて学級児童や全校児童への指導

(3) 担任と保護者との連携した指導

(4) 必要に応じた教育事務所をとおしてのスクールソーシャルワーカーの活用

(5) 対象児童への長期的な見守り体制の確立

いじめ対策委員会では、当初上げられた児童や調査後上げられた児童を対象に「いじめ調査結果と指導について」を使い、継続的に指導と現状を職員が確認し合い、改善策を検討する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる少なくともこと（少なくとも3か月を目安とする）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態が発生した場合

学校は以下のことについて、甲斐市教育委員会を通じて市長に報告する。

ア 被害児童の氏名・学年・性別

イ 欠席期間・その他児童生徒の状況

ウ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容。

(3) 重大事態についての調査

学校の設置者はその調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

ア 学校が調査を行う場合

- ① 調査組織の設置（市教委の指導による）
- ② 調査の実施

主に聴き取り調査を行う。対象者は当該児童，保護者，教職員，関係する児童など。聴取内容は「いじめ行為がいつから，誰から，どのように，『いじめを生んだ背景事情』『児童生徒の人間関係にどのような問題があったか』『学校教職員のこれまでの指導経緯』等

イ 市教委が調査を行う場合

市教委の指導により，調査組織の設置や調査の実施を行う。

(4) 当該児童・保護者への情報の適切な提供

- ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係などその他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ，調査により明らかになった事実関係について説明する。
- イ 他の児童のプライバシー保護に配慮する。

(5) 調査の結果等の報告

- ア 調査結果等は市長に報告する。

(参考) 聴取結果等のとりまとめ・報告事項の例

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1. 当該児童 | (学校名) |
| | (学年・学級・性別) |
| | (氏名) |
| 2. 欠席期間・当該児童の状況 | |
| 3. 調査の概要 | (調査期間) |
| | (調査組織) |
| | (外部専門家が調査に参加した場合は当該者の属性) |
| 4. 聴取内容 | (当該児童・保護者) |
| | (教職員) |

7 いじめ防止指導計画

	指 導 等 の 内 容		
	教職員の取り組み	児童への指導	保護者との連携
4月	・いじめ防止基本方針についての検討と共通理解 ・児童についての情報交換 ・いじめ対策委員会①	・学級開き（学級ルールづくりなど） ・スマイルタイム ・児童会あいさつ運動	・いじめ防止基本方針についての説明と連携 ・授業参観，PTA 総会，学年 PTA 総会

5月	・児童の情報交換（生徒指導会議の中で） ・各学年行事への取組を通して人間関係づくり	・行事を通した人間関係づくり ・はじめの児童総会 ・スマイルタイム	・学校運営協議会
6月	・第1回いじめ実態調査 ・第1回 Hyper Q-U 検査の実施	・各学年行事への主体的な取組 ・スマイルタイム	・個別懇談 ・道徳授業参観
7月	・いじめ対策委員会②	・1学期の反省と2学期の展望 ・スマイルタイム	
9月	・運動会の取組を通して人間関係づくり	・運動会の主体的な取組 ・スマイルタイム	
10月	・いじめ等生徒指導上の諸問題について理解を深める研修会	・スマイルタイム ・各学年行事への取組を通して人間関係づくり	・運動会参観
11月	・音楽会への取組を通して人間関係づくり	・音楽会への主体的な取組	・音楽会参観 ・学校保健委員会 ・学校運営協議会
12月	・第2回いじめ実態調査 ・第2回 Hyper Q-U 検査 ・いじめ対策委員会③	・児童会役員選挙を通してリーダーの育成 ・1年を振り返る新しい年に向けた抱負	・個別懇談
1月	・夢や希望を持たせる指導	・新年の抱負により意欲付けと夢や希望を持たせる。	・学校関係者評価委員会
2月	・学年末に向けたまとめと次年度への準備 ・第3回いじめ実態調査	・6年生を送る会の取組を通して感謝の気持ちを育てる。 ・おわりの授業参観	・授業参観と学年PTA 総会 ・新入児保護者説明会 ・学校運営協議会
3月	・いじめ対策委員会④（年度の成果と課題及び次年度に向けての方針の見直しと確認）	・進学・進級に備え自己を振り返らせ、夢の実現への意欲付け。	・卒業式（4,5,6 年）

※ 特に、学級指導や道徳との関連性を持たせた指導を行う。

